

# 新潟県児童館・児童クラブ連絡協議会規約

## (名 称)

第1条 この会は、新潟県児童館・児童クラブ連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

## (組 織)

第2条 本会は、県内に設置されている児童館、児童センター、児童クラブ等（以下「児童館等」という。）で組織し、事務局は県立こども自然王国に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、児童館等相互の連携と児童館等の活動の拡充発展を図るとともに児童、生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1)児童館等の行なう諸活動の普及啓発
- (2)児童館等の運営に関する調査研究
- (3)児童厚生員等の研修の実施
- (4)児童健全育成推進財団との連携事業
- (5)関係諸機関、諸団体との連絡協調
- (6)その他本会の目的達成に必要な事業

## (会 員)

第5条 本会の会員は、県内に設置されている児童館等をもって会員とする。

## (入 会)

第6条 本会に入会しようとするものは、会長に申し出て、会長及び副会長の承認を得なければならない。

## (役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理 事 若干名
- (4)監 事 2名

## (役員を選出)

第8条 会長及び副会長は理事の互選とし、総会の承認を得て決定する。  
2. 理事及び監事は地域性を考慮し総会で選出する。

## (役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表して会議の業務を総理する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
4. 監事は、本会の会計及び事業の執行について監査する。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
2. 補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第11条 総会は、議決機関で会員をもって構成する。
2. 総会は、年1回以上会長が招集し、次の事項を審議する。
    - (1) 予算及び事業計画に関する事
    - (2) 決算及び事業報告に関する事
    - (3) 規約の改正に関する事
    - (4) 役員選出に関する事
    - (5) その他総会が必要と認める事項
  3. 総会議長には、会長があたる。

(理事会)

- 第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し次の業務にあたる。
- (1) 本会業務の運営に関する事
  - (2) 総会に付議すべき事項の審議
  - (3) 総会委任に基づき、総会権限の一部を行なう事
  - (4) その他会長において必要と認める事項
2. 理事会は、会長が招集して会議議長となる。

(経費)

- 第13条 本会経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。
2. 会費は年額とし、その額は別に定めるものとする。

(その他)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、運営等に必要事項は別に定める。

附 則

- この規約は、平成8年5月16日から施行する。  
この規約は、平成29年5月27日に一部改正し施行する。  
この規約は、令和元年5月29日に一部改正し施行する。  
この規約は、令和6年5月23日に一部改正し施行する。